

金融懇談会次第

日 時：令和4年2月4日(金)15:00～16:00
開催方法：県庁講堂（オンラインでも同時開催）

1 開 会

2 あいさつ

3 懇 談

- (1) 県内事業者の現状について
- (2) 金融機関の対応状況について
- (3) 事業者支援に係る市町村の意見等について
- (4) コロナ禍における県の対応状況について
- (5) 事業者支援に向けた申し合わせ

4 閉 会

金融懇談会出席者名簿

※敬称省略

団体名	役職	氏名	備考
山形県商工会議所連合会	会長	矢野 秀弥	
山形県商工会連合会	会長	小野木 覺	オンライン参加
山形県中小企業団体中央会	副会長兼専務理事	加藤 祐悦	
日本政策金融公庫山形支店	融資課長	益子 卓也	オンライン参加
商工組合中央金庫山形支店	支店長	山下 千尋	
山形銀行	常務取締役	佐藤 英司	
荘内銀行	取締役常務執行役員	伊藤 博	オンライン参加
きらやか銀行	融資部長	瀬野 泰弘	オンライン参加
山形県信用金庫協会	事務局長	相田 正史	
山形県信用組合協会	事務局長	柴田 一志	オンライン参加
山形県信用保証協会	理事長	沼澤 好徳	
山形財務事務所	所長	武藤 英一	オンライン参加
日本銀行山形事務所	所長	市川 恒夫	
山形県市長会	会長	佐藤 孝弘	オンライン参加
山形県町村会	会長	原田 俊二	オンライン参加

【山形県】

団体名	役職	氏名	備考
山形県	副知事	平山 雅之	
	産業労働部長	渡辺 将和	
	観光文化スポーツ部長	斎藤 直樹	

(案)

新型コロナウイルス感染拡大の危機を乗り越えるために

新型コロナウイルスの影響が2年を超え、さらに1月27日からはまん延防止等重点措置が適用され、県内事業者の経営への影響は一段と深刻な状況になっています。

このような中、金融機関、経済団体、行政は、それぞれの役割を十分に発揮するとともに、各々が協力して次の事項に取り組むことにより、県内事業者の経営を支えていきます。

令和4年2月4日

1 金融機関の役割 [県内企業の資金繰りと経営改善等の支援]

地域経済変動対策資金等の償還が困難な事業者等に対し、県内金融界を挙げて事業者の実情に応じた柔軟な資金繰り対応をしていきます。

加えて、事業者の経営改善・事業再構築支援などの取組みを積極的に促進するなど、事業者に寄り添った支援をしていきます。

2 経済団体等の役割 [県内事業者の相談への真摯な対応と伴走支援]

コロナ禍の影響が長期に及び厳しい事業環境に置かれている事業者が増加しています。経営が困難となっている事業者に寄り添った支援を心掛け、最適な支援策を見つけて経営改善や企業成長を支援していきます。

3 県、市町村等行政の役割 [支援策等の実施と適時・適切な情報提供]

政府、県、市町村が実施する様々な支援策に係る情報を適時・適切に発信するとともに、金融機関、経済団体等との連携をより強固なものとする中で、コロナで痛んだ地域経済の再生に全力を挙げていきます。

事業者の皆様へ

金融機関、経済団体そして行政機関が一堂に会し、厳しい状況に置かれている県内事業者を、各者がこれまで以上に連携し、しっかりと支援していくことについて、申し合わせを行いました。

喫緊の資金繰りや、ポストコロナを見据えた事業の再構築等に悩まれたときは、金融機関はもとより、最寄りの商工団体等に積極的にご相談ください。

政府、県、市町村等においては、事業者の皆様を最大限支援するため、ポストコロナ・ウィズコロナを見据え、相談窓口や各種支援策を用意しておりますので、積極的に活用していただき、この危機を乗り越えてまいりましょう。

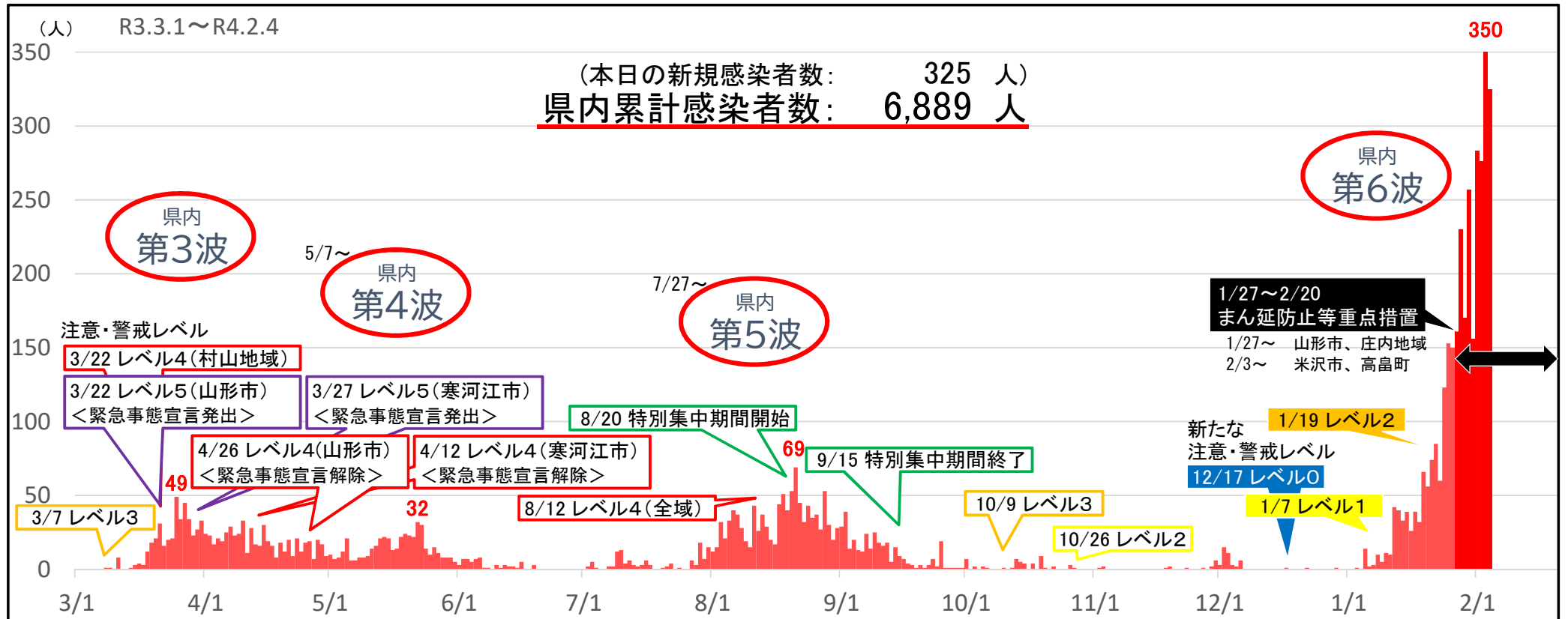
【発出団体】

山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、山形県中小企業団体中央会、
日本政策金融公庫山形支店・米沢支店・酒田支店、
商工組合中央金庫山形支店・酒田支店、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、
山形県信用金庫協会、山形県信用組合協会、山形県信用保証協会、
財務省東北財務局山形財務事務所、日本銀行山形事務所、
山形県市長会、山形県町村会、山形県

県内における新型コロナウイルス感染症の現状

令和4年2月4日

1 感染者の推移 (R3.3以降)



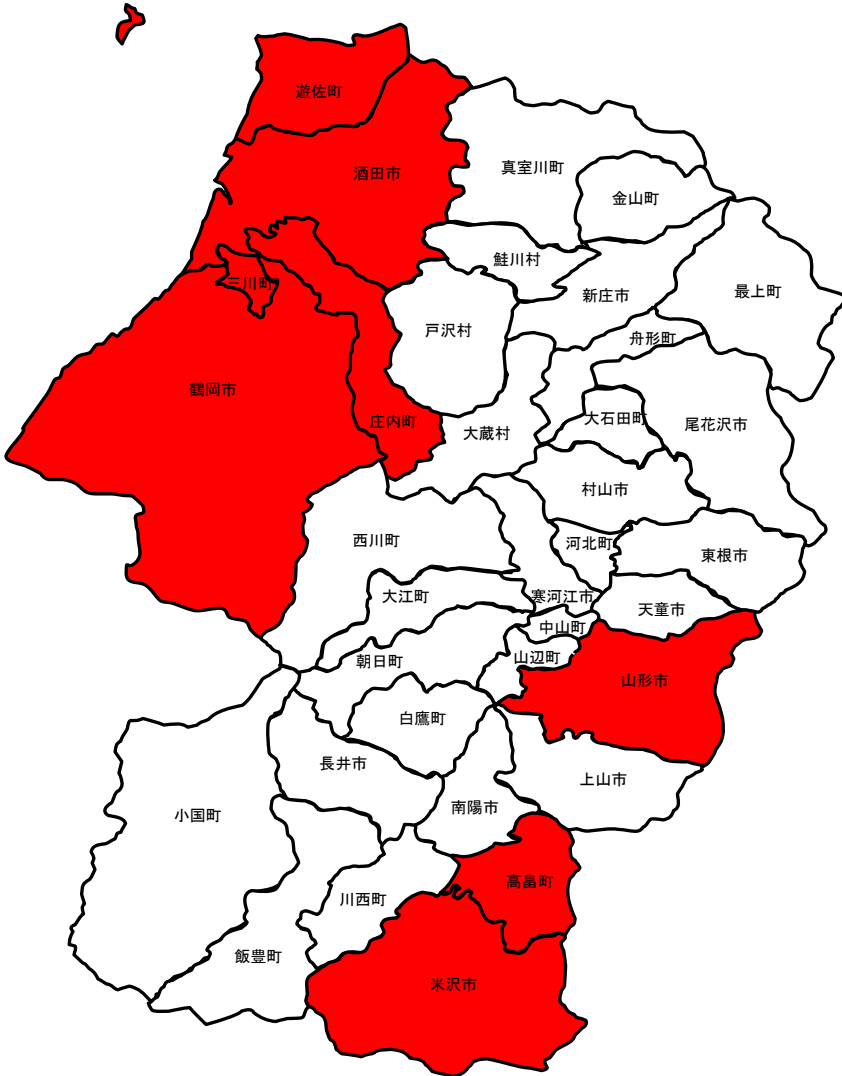
2 病床状況等

・2月4日現在の療養者数	2,405人	
うち 入院患者数	104人	(うち60歳以上 61人)
うち 宿泊療養者数	93人	
うち 自宅療養者数	1,543人	
うち 調整中	665人	

令和4年2月4日

まん延防止等重点措置適用地域

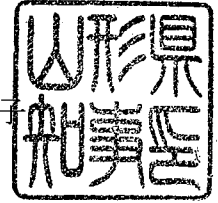
■ 適用中地域



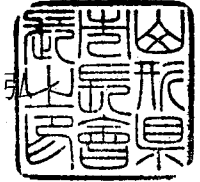
中 企 第 5 0 2 号
 山市長発第 1 2 9 号
 形町村発第 1 8 号
 令和 4 年 1 月 2 6 日

県内金融機関の長 殿

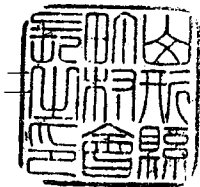
山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 子



山形県市長会会長 佐 藤 孝 弘



山形県町村会会長 原 田 俊 一



事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について

日頃、本県産業の振興と中小企業者に対する金融の円滑化に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、一昨年来、新型コロナの影響を受けた中小企業者に対する資金繰り支援に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

標記の件につきましては、別添のとおり、政府の関係省庁から通知が発出されているところですが、県内感染者数が過去最高を記録するなど感染が再拡大している状況のもと、なお厳しい経営状況に直面している県内事業者の実情に鑑み、下記の点に努めていただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等を提案するなど、実情に応じた返済猶予等の最大限柔軟な対応等を継続すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことはもちろんのこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- 3 コロナ関連の融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰り支援にとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、能動的に本業支援を行うこと。

なお、財務省東北財務局山形財務事務所及び日本銀行山形事務所にも当該要請の写しを送付し、連携をお願いしております。

令和3年11月24日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	後藤	茂之
農林水産大臣	金子	原二郎
経済産業大臣	萩生田	光一

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響から、持ち直しの動きも見られるものの、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する状況です。また、資金需要の高まる年末、年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、今後、事業者が、ポストコロナにおけるビジネスモデルの再構築や財務基盤の改善に取り組んでいく上で、経営改善・事業再生・事業転換支援等の必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府では、11月19日、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を決定し、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資制度の来年3月までの延長や、事業者のニーズに沿った見直しを行った上での「新型コロナ特別貸付」の4月以降の継続等の措置を講じることとしたことなども踏まえ、官民金融機関における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響や足下の経営環境の変化、資金需要の高まる年末を迎えることを踏まえ、改めて、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポ

ーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含めた事業者への影響を踏まえ、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、追加融資が必要とされる状況も想定されること、「事業復活支援金」を含めた、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金は勿論のこと、ポストコロナに向けた設備投資などに要する資金についても、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込まれた各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。その際、来年3月まで申込期限が延長された政府系金融機関による実質無利子・無担保融資や、保証上限を6,000万円に引き上げる伴走支援型特別保証制度等を活用した融資の積極的な実施に努めること。
4. 返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。
5. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱いを含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
6. 新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
7. こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、REVIC等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進すること。

1 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について”

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>) を参照。

8. また、事業再生・事業転換を要する事業者等の財務基盤を強化し、民間金融機関の融資を呼び込むため、事業者のニーズを踏まえ、政府系金融機関の資本金劣後ローンの積極的な実施・活用を図るほか、官民金融機関において、同ローンを活用した協調融資商品を開発するなど、効果的な連携に取り組むことで、事業者に寄り添った支援に努めること。加えて、同ローン等の実施に必要な事業計画の民間金融機関による策定支援を積極的に行うこと。
9. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないように、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
10. 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」も踏まえ、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

山形県飲食業等緊急支援給付金

新型コロナの影響により引き続き厳しい経営環境にある夜間営業の飲食店等が、年末の需要減を乗り越えて事業継続できるよう、県独自の給付金を給付します。

対象事業者

令和3年10月・11月・12月のいずれかの売上が、前年同月 又は 前々年同月と比較して **30%以上減少** した、県内で **次の事業**※ を営む方

- 酒類を提供する夜間営業の飲食店 (持ち帰り・配達飲食サービス業は対象外)
- カラオケボックス業 (飲食を提供している事業者のみ対象)
- 酒類卸売業 (飲食店に対し、酒類を販売する事業者のみ対象)
- 洗濯業 (飲食店に対し、おしぼりをレンタル・リースしている事業者のみ対象)
- 労働者派遣業 (飲食店に対し、芸妓、コンパニオン等を派遣する事業者のみ対象)
- 運転代行業

給付額

1事業者あたり **20万円** 但し、次に該当する場合※ は **30万円**

◆給付額が30万円となる要件

- ①県内で対象事業を複数店舗経営する事業者 又は ②従業員数が6名以上の事業者

主な要件

※他の給付金等を受給していても受給できます。

- ① 県内に本社又は本店 を置く **中小企業・小規模事業者** 又は **個人事業主**
- ② 通常営業で **夜9時以降も営業** し、かつ **酒類を提供** していること (飲食店の場合)
- ③ **新型コロナウイルス感染症拡大防止対策** を実施 していること
- ④ 給付金の受給後も **事業を継続する意思** があること

申請受付期間：令和4年1月17日(月)～令和4年2月28日(月) (**消印有効**)

申請方法：**給付金事務局への郵送** ※封筒に「給付金申請書在中」と**朱書き**

【発送先】〒983-8799 仙台東郵便局留め(宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内)
「山形県飲食業等緊急支援給付金」事務局宛て

必要書類：裏面記載のとおり

新型コロナの感染拡大防止の観点から、**必ず郵送で申請してください。**

お問い合わせ先

山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター

電話番号：0570-783-075

開設期間：令和4年1月14日(金)～

受付時間：午前9時～午後6時まで(土・日・祝日を除く)

〈必要書類〉

收受印がない場合は「その年度の納税証明書(その2)の写し」、「税務署で保管している原本を撮影した写真」、「(e-Taxで確定申告した場合)受信通知(メール詳細)の写し」のいずれかも添付してください。

- ① 給付申請書兼実績報告書
- ② 売上を比較する月(R元年10月・11月・12月又はR2年10月・11月・12月のいずれかの一月)を含む期間の確定申告書の写し(税務署の收受日付印があるもの)
- ③ 売上が前年同月比または前々年同月比で30%以上減少した月(R3年10月・11月・12月のいずれかの一月)の売上が分かる書類 ※売上が0(ゼロ)の場合も必要です。
- ④ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)
※表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)
- ⑤ 申請業種ごとに次に掲げる書類(全て)

酒類を提供する 夜間営業の飲食店	○食品衛生許可証の写し ○酒類を提供していることが分かる書類 ○夜9時以降も営業していることが分かる書類(メニュー表等)
カラオケボックス業	○食品衛生許可証の写し
酒類卸売業	○酒類販売業免許通知書の写し
洗濯業	○クリーニング所確認証の写し
労働者派遣業	○飲食店においてサービスを提供していることが分かる書類 (該当するサービスが掲載されたホームページを印刷したもの等)
運転代行業	○運転代行業認定書の写し

- ⑥ 申請金額が30万円の場合は次の書類
 - 県内に店舗が複数ある事業者の場合、2店舗分の⑤に掲げる書類
 - 従業員を6名以上雇用している事業者の場合、従業員を6名以上雇用していることを証する書類
※従業員には次の方は含みません。
 - ①会社役員 ②個人事業主本人又は同居の親族従業員 ③2カ月以内の短期雇用又は日雇いの従業員

〈新規創業者の売上比較方法〉

●R2.12.2～R3.11.1の期間中に創業した事業者の売上比較は以下のとおりとなります。

〈要件〉

・「R3年10月・11月・12月のいずれかの一月の売上」が、「対象月(R3年1月～R3年11月までのいずれかの一月)の売上」に比べて30%以上減少していること

〈必要書類〉

- ① 給付申請書兼実績報告書(新規創業者用)
- ② 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書(税務署受付印があるもの)の写し
- ③ 対象月(R3年1月～R3年11月のいずれかの一月)の売上が分かる書類
- ④ 売上が対象月比で30%以上減少した月(R3年10月・11月・12月のいずれかの一月)の売上が分かる書類
- ⑤ 新規創業者以外の必要書類(本チラシ上部に記載)④～⑥に掲げる書類

※「給付申請書兼実績報告書」の様式は、給付金特設サイトからダウンロードのうえ、記入例や申請の手引きを参照しながら、記入してください。

※ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式を配布しています。

詳しくは「山形県飲食業等緊急支援給付金」
特設サイトをご確認ください。

山形県 緊急支援給付金

検索



事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して**50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!

▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

- 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日含む全日)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyous-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です!

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

申請※3

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが省略できます

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付
(過去受給時の情報を活用可能)

一時支援金および月次支援金を受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番※2

ホームページで登録確認機関を検索する

継続支援関係※1に当たる登録確認機関がある方

継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する

TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付

継続支援関係※1に当たる登録確認機関がない方

ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する

TV会議/対面により
・事業を実施しているか
・コロナの影響を受けているか
・給付対象等を正しく理解しているかについて事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑧を添付

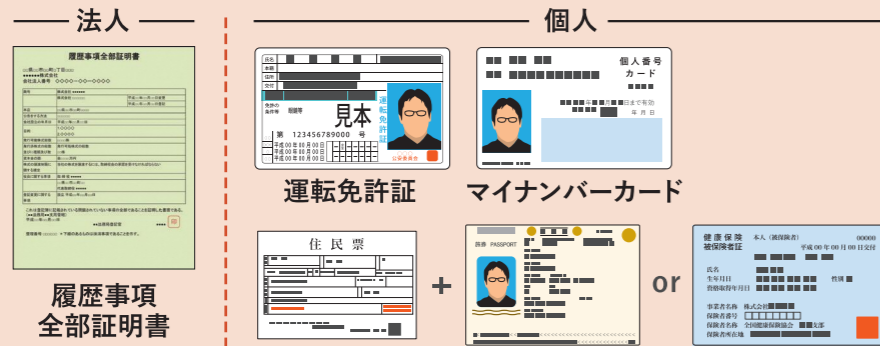
「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

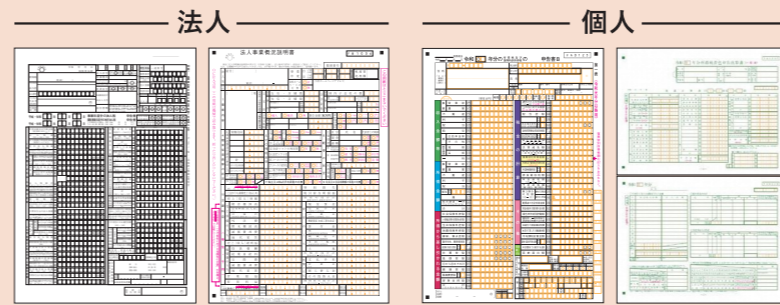
※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



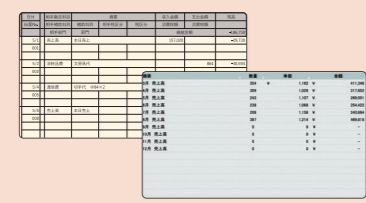
【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】
※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え



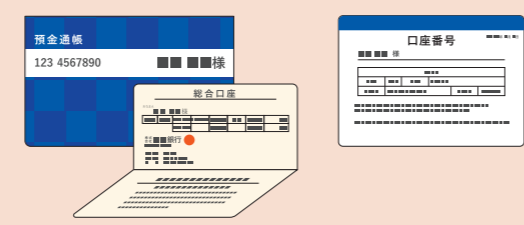
※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書



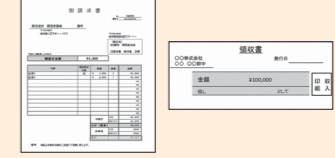
※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等



7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等



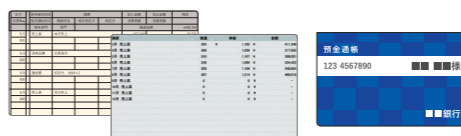
8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)



※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。